会議録

会議の名称	令和５年度第２回加西市環境審議会
開 催 日 時	令和５年 10 月 20 日（金）　14:00～16:00
会　　場	加西市役所１階　多目的ホール

出席及び欠席委員の氏名

＜出席委員＞

令和５年度加西市環境審議会委員

・服部　保（会長）　・尾内　良三（副会長）　・武田　義明　・中野　加都子　・免田　浩史
・後藤　政博　・佐々木　信行　・松田　由紀子　・長濱　秀郎　・谷勝　公代　・澤田　昌作
・山下　紀明（WEB 参加）

令和５年度地球温暖化対策検討部会委員

・中野　加都子（会長）　・尾崎　平（WEB 参加）　・森井　和喜　・岡　晃弘　・谷勝　公代
・長濱　秀郎

＜欠席委員＞

・松本　崇　・牧口　勇次　・須和　憲和

出席した事務局職員の氏名及びその職名

・環境部長　丸山　常基
・環境部環境課長　山下　敦史
・建設部都市計画課長　安福　陽一
・環境部環境課係長　高橋　広樹
・環境部環境課主事　藤原　凌太

発言者	会　議　の　経　過　／　発　言　内　容
	（開会） **１　環境部長あいさつ**
環境部長	皆さんこんにちは。部長の丸山でございます。開催に当たりまして一言ご挨拶をさせていただきます。 公私ご多用の中、雨も降りだしておるんですけど、ご出席いただきましてありがとうございます。本日は２つの主要議題ということで、一つ目は加西市気候エネルギー行動計画の改定について。前回の審議会では国や県の動向を踏まえて、本市の温室効果ガス排出量の将来予測等についてご説明させていただいております。本日の審議会では、前回いただいたご意見を参考に、事務局が検討した国の目標値を超える温室効果ガス排出量の削減目標は適正であるかどうか、またその実現に向けた現行の重点資料及び活動資料の見直しと計画の改定方針についてご提案させていただきます。委員の皆様におかれましては、各々の立場から目標の達成に向けたご意見を頂戴いただければと考えております。 ２つ目でございますが、太陽光発電施設の設置に関する条例でございます。前回の審議会では、太陽光発電の導入拡大に伴う生活環境への影響を考慮しつつ、地球温暖化の防止に向けた再エネ導入の推進を図っていきたいと意向を示させていただきました。今回は、生活環境の影響について具体的にトラブルの内容を明示ということでございましたので、新規施設の設置や既存施設に対する規制の適用について提案もさせていただきます。これらの適用範囲や抑制区域の設定、また本市の思いである脱炭素型の持続可能な地域づくりに向けてどのように促進を図っていくかについて、委員の皆様には内容をご確認いただき、ぜひご議論いただければと考えております。 以上で、簡単でございますが環境審議会及び地球温暖化対策検討部会の開催に当たりましてご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。
	２　出席委員、事務局紹介
事務局	次に、本日ご出席していただいている委員及び事務局の紹介です。時間の都合上、お手元の配席図をもってかえさせていただきます。
	３　議事
事務局	それでは、審議会規則第５条第１項に基づき議長は会長が務めることとなっております。ここからの進行は会長にお任せいたします。よろしくお願いいたします。
会長	本日はお忙しい中お集まりいただきどうもありがとうございます。先ほど部長さんが言われましたように、今日は行動計画の改定とそれから設置管理に関する条例という大きな問題２つを抱えておりますので、さっそく始めたいと思います。最初に、事務局より本日議論していただく主旨についてご説明よろしくお願いいたしま

	す。
事務局	＜本日議論していただく趣旨について説明＞
会長	ありがとうございました。この会議自体はあと１回ということですので、今回どこまで進めるかということでただいま説明いただきました。説明いただきましたけど、問題点があればどうぞそのことについては論議を進めていきたいと思います。ではこのことを踏まえて議事に移りたいと思います。なお今回の合同会議の議事録署名人は、澤田委員及び尾内副会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。 議事次第にはない項目ではありますが、事務局から今後のスケジュールについて提案があります。事務局、よろしくお願いいたします。
事務局	失礼します。スケジュール変更についてご説明させていただきます。第３回目の本会の開催については、第１回目での説明や本日は資料内でも１２月１５日開催でご案内しておるところなんですけども、行動計画の改訂及び条例の内容の検討につきましては、とても重要な内容であるためもう少し慎重な検討が必要であると判断しております。そのため、大変申し訳ないですけど、開催日を約１か月遅らせまして、１月１８日の木曜日に開催させていただきたいと思っております。皆様におかれましてはご予定も入れられてたかと思いますので、大変ご迷惑をおかけしますがご了承を賜りますようよろしくお願いします。
会長	ありがとうございました。ただいま事務局から非常に短い期間で３回行ってそこで結論をということだったんですが、時間を十分に取るということで会議を１か月程遅らせるというような案が出てまいりました。この案について皆さんのご意見いただければと思います。どうぞ。
委員	私一応、農会長でやっておるわけなんですけど、一応来年の１月で変わってしまうので、その辺のところ、どうなんですかね。ということでその辺のところ。
事務局	それについてですけれども、これまでの農会長さんの状況で、任期が年度途中でかわってしまうという、１月にかわられるということで、それに関しては今までその後になる分については、継続的に今までの協議内容がなかなか分からないということもあるので、そのまま前回のまま最後出ていただいているというケースが多ございます。ただ、新しい農会長さんとそのあたりはご相談していただくということが前提の上でということで、これまでそういう場合はさせてもらってきました。区長さんも含めて、そういう形でさせてもらっております。

会長	任期とか切れるけれど、またやってくださいねということなんですね。
事務局	そうですね。新しい方とちょっと相談していただいてということで、すみません。
会長	12 月に急いでやるよりは、1 か月十分時間をかけて、もう少し検討したいということなので、このことについては皆様あまり異議はないと思いますので、開催 1 月 18 日ということでよろしくお願いいたします。
会長	それでは、本日 2 件の議題があります。最初に加西市気候エネルギー行動計画の改定について、事務局からご説明をお願いいたします。
事務局	＜「資料 1-1　加西市気候エネルギー行動計画の主要な変更点」についての説明＞
会長	ありがとうございます。それでは、事務局の説明に対してご意見あるいはご質問がありましたらお願いいたします。どうぞ。
委員	すみません、先ほどのご説明の資料の 10 ページをご覧ください。そこ(3)計画の主要な変更点の中で、①市独自の追加対策の検討というところで、例えば産業部門だと水素燃料の利活用であるとか、家庭ではオール電化、約 70%の世帯とか、そういうような対策が書いてあって、これが市独自の追加対策の 2050 年に向けて具体的な対策として一応考えられていて、オール電化だと約 70%であるとか、いろいろ数値まで書いてあるんですけども、これは今後例えば、先ほど資料 1-2 で示していただいた進捗管理表などの項目として追加されていくということなんですか。
事務局	その数値なんですけれども、我々のほうで 2 年前に算定をした際に、2050 年でこれぐらい進むであろうという予測というか、2050 年の状況というのはなかなか把握できないんですけれども、これぐらいの形で進んでいくという、今の現状を踏まえながら想定をして入れさせてもらったということなんですけれども、今言われるとおり、まだオール電化がどこまでするとかというところまで、まだここの中に落とし込むというのは現在まだ考えておりません。なかなかそこまでいくのが、そこまでいうのがまだできるのかなというところは我々の中でもちょっと疑問というところもあるので、数値、進捗までは今考えておりません。
委員	ということは、これも想定できるなという程度に夢のような対策として一応項目を挙げて、少しは現実感のある数値が入っているということで、ここの進捗管理表の具体的に入ってくるような項目ではないと考えてよろしいですか。
事務局	そうですね。計算上は入ってます。ただ、具体的にどうこうという我々の今回の進

	捗管理ですね、ここには入ってないという。
委員	将来も、今のところは入っているということはあまり考えてない。
事務局	まだちょっと難しいかなという。
委員	もう一つ伺いたいんですが、前回合意点としてあったと思うんですけど、先ほどの資料の 17 ページで促進区域の設定で、候補 1，2，3 として挙がってて、耕作放棄地とか、ソーラーシェアリングの要望のある農地に挙がっているんですけども、前回確かどなたかから、中山間地の不在地主の廃屋、つぶした後の土地利用も考えることができるんじゃないかというご意見があったと思います。廃屋をつぶした後の跡地利用としてソーラーパネルを張ったらどうかというのは、もちろん法律的にもいろいろ問題はあって、そう簡単な対象だとは思いませんけれども、一応候補としては上げるんですか上げないんですかなんですけど、それはもう引っこめるということなんですか。
事務局	ちょっと意見あったんですけれども、なかなかそこまでここに入れるというのが、個々の状況もあったので、入れるのはちょっと難しいかなというふうには……。
委員	今のところは除外して考えると。
事務局	今のところは除外して、そういうこともあるだろうというのは考慮しながら。
委員	分かりました。
会長	ありがとうございました。ほかにご意見・ご質問ございませんでしょうか。
委員	3 点ほど申し上げたいと思います。1 点目が 12 ページのところですね。今回、太陽光発電の導入規模の目標 27 メガワット追加するということで、これは 2013 年度比の主要都市圏の 52%と整合しているということでよろしいでしょうか。
事務局	そのとおりです。計算上それを汲みながら計算をしております。
委員	分かりました。2 点目が次の 12 ページのところ、これはコメントですけれども、現行計画策定以降で公共施設の脱炭素化のところで、太陽光発電設備、蓄電池設置とあるんですけれども、機械の改修とか、新しく設置する公共施設等があるときのゼロエネルギービルディングとするかというところは大事かと思っています。 もう一つは、電気自動車に関しては、これは今回書く必要はないと思っているんで

	すけれども、昨日の日経新聞でもホンダとＧＭが 2026 年度から、東京から自動運転タクシーを導入するという話がありまして、こういったものが本当に入ってくると加西市さんでも車が手放せないという方も多いと思うんですけれども、ご高齢の方とか、公共施設に行くとか、そういうところで自動運転タクシーだったり、マイクロバスみたいなものが入ってくれば、脱炭素の話と同時に利便性が上がるということになりますので、今回ではないとしても、そういったものがかなり近づいてきているということは、事務局のほうでも認識しておいていただけるといいなと思ってます。 3 点目ですね。促進区域の部分でして、個人的にはソーラーシェアリングの検討もぜひ続けていただきたいと思っているんですが、今年度は建物の屋根ということで、ここを促進区域にしてメリットが何か、家とか事業所を持っている方とか、施工するような方とか、何か促進区域の中での太陽光設置を促せる支援というのができるのかというところと、今回屋根上だということですが、じゃ次、促進区域 3 つ検討して、例えば次回の温対計画改定のときまで変更されないのか、もう少し柔軟に見ていくのか、そのあたりいかがでしょうか。
事務局	まずメリットなんですけども、先行地域とは別に、重点加速化事業というのが国のほうでございまして、重点加速化事業は通常地方公共団体でありますと５億円が上限になるんですけども、促進区域をこういう計画に設定した場合はプラス 5 億円、その促進区域限定にはなるんですけども、5 億円がプラスで加算されますので、住民の方にとっても一定メリットがあると考えています。今後の促進区域の設定については、今後の検討状況でございますので引続き検討していきたいと思っております。 以上です。
委員	ありがとうございます。
会長	どうもありがとうございます。それでは、ほかの方でご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。
委員	すみません、ちょっと遅れての参加で申し訳ありませんでした。2 点コメントなんですけれども、一つは今日いただいた資料にも書かれているとおり、先ほど先生から質問あった 9 ページのところでは、52%を目指すと書かれているところについては、前のところで書かれてる 2021 年 10 月の国としての改定に対応する形でということと、それの削減目標を上回る５２％を目標にするというのを位置づけとしてきちんとして書かれてはどうかなというのが 1 点目です。 2 点目が、10 のところの主要な変更点というところで、市独自のやつを上げていただいているんですけれども、これも位置づけとして基本的に IPCC の第 6 次評価報告

	書、AR6に基づくと需要側と供給側という表現をしていて、供給側という側では低炭素化を進めるということで、市としては自然エネルギーである再エネの導入を促進するということで低炭素化を図るということを行うということと、オール電化の話はなかなか難しい部分もあるとは思うんですけども、IPCCのほうとしては、需要側の対応としては電化を極力進めていくということが基本方針にあるので、それをフォローするという形でオール電化の推進とか電池の納入とかというようなことを位置づけとしてきちんとつけたらどうかというのが、コメント2点です。
事務局	ありがとうございます。
会長	それではご質問どうぞ。
委員	以前から民生家庭部門の地球温暖化ガスの排出削減について、以前から要するに乾いたぞうきんを絞るようなものでなかなか手段が見当たらないというふうなことで話をしたことがあるんですけども、結果、高効率の電化製品に買いかえるとかいうことで、そんなに汗水たらさなくとも一定の目標は達成できるんだという説明を聞いたところなんですけども、今回10ページで書いてありますね。破棄物の中でプラスチック類の多分これ使用料の削減だとは思う、50%減というようなことを書いてあって、その先の資料の中でも、ところが廃棄物の量は増えているんだという話です。内輪などの審議の中でもよく話になるんですけども、このプラスチックの使用量の削減というのは、とてもイメージとしては湧かないんですよね。この使用量の削減について、どういうふうなイメージでこれを達成しようとしているのかというのをちょっと説明していただきたいんですけども。
事務局	なかなかプラスチックの削減というのは厳しい質問で、2050年に向かったときの話でイメージといわれると正直言うとざくっとした形で、プラスチックでいうたら海洋プラスチック、いろんな問題が出てくるので削減してないといけないという大きな目標の中で書いています。我々としても容器包装の法律が変わったりとか、いろいろ身近な問題でプラスチックの削減も言われているというところは感じておりますので、その程度のぐらいで、我々もしないといけないというふうには思っております。なかなか先程の話で50%の数字というのはどこまでいけるかと言われると、難しいところあるかと思うんですが、少しずつでも削減する必要があるかなと思っています。
会長	13ページで住民1人当たりのごみの排出量のこと、ごみのリサイクル率が下がっているというような状況の中で、こういうようなテーマを上げて本当にできるのかというようなご質問だと思うんですけれど。

事務局	そことリンクさす話で申し上げますと、まずごみの排出量の状況なんですが、実をいうとこれ人口が減っていることのほうが要因が結構大きいんです。あとごみのリサイクル率なんですが、これはここ数年ちょっとコロナの影響もあって、集団回収とかそういったものがかなりちょっと激減してました。これが原因でちょっと下がって今回復傾向にあるので、これはもうすぐ回復していくかなというふうには思っています。集団回収も回数なんかがコロナの影響でかなり数を減らしたりとかというのが令和２年、３年。４年はちょっとは思っているんですが、そういうのがちょっと原因かなと思っていますので、そこのリンクに関してはそういう形になります。
委員	人口は減っているけどもごみの排出量は増えているということですか。
事務局	そうですね。
委員	人口が減っていて、ごみが減るのだったら理解できるねんけど。
事務局	数字的にいうと、人口が減っている割にはわりと今ごみが減ってないという、そういう理解になります。
会長	だからこの数値自体は１人１日当たりのごみの排出量だから、あまり人口と関係なくというようなことではないんですか。
事務局	結論的にはそういう部分があるんですけれども、ごみの排出量が減る努力というのは引続き必要かなということで、ここでもさらなる取組みというのが必要かなというふうに、我々も感じているところです。
事務局	今の住民１人当たりの１日当たりのごみ排出量の件なんですけども、一応コロナ禍の状況の中で、外食等が結構増えております。家庭での食事が少なくなっているという形で、これは全国的なことで１人当たりのごみの排出量が増えたという傾向も一つの要因かなと。そこの外食が増えて家庭でのごみが減ってきてという形で、そういう形になっている。外食は結構ごみが出てくると。それも全部、事業系廃棄物という観点もごみ量という形になっておりますので、それでご理解願えますでしょうか。
会長	現状は少し悪い方向にいっているけれど、さらに将来的な方向としては、これを押さえてきちんと目標に向かって進むというようなことなんですね。何かほかにご意見・ご質問ありましたらお願いいたします。 はい、どうぞ。

委員	関係ないと思うんですけど、PTA でリサイクルというか美バースしてるんですけども、ちょっと違う話になるとは思うんですけど。子どもの人数も減ってきているし、地域でしてくれる方も減ってきているので、学校としての美バースがもしかしたら今後稼働できない形になってくると、また加西市としてのごみのリサイクル率が変わってきたりもすると思うので、もしあれでしたら、美バースを子どもたちが頑張ってしているのですけども、市のほうでもちょっと子どもたちとかあと地域とか、全体を巻き込んで、市として美バースをもっと盛り上げれるんであればちょっと検討していただけたらありがたいと思います。
事務局	その集団回収、美バースの話ですけども、今年度、12 月、年内において教育委員会とそれと環境部とそれと PTA という形で三者が寄る会議をもちまして、その美バースの今後の在り方をその場で検討していきたいと。それで今言われたように、子どもが少なくなってきていると。美バースをやめたいという PTA もおられると思います。それについてどういう施策ができるのか、小学校ないし区域を小学校と中学校単位で組んでいけるような、PTA がそういう形でもっていけないかなと、こうような形のそれは一つの案ですけども、そういう形も取っていきたいなと。これも来月の頭には三者寄っていきたいなと、これは僕の一つの案ですけども、よろしくお願いします。
委員	もう一つだけいいですか。美バースがなくなってもいいという家族の方と、あと中学校とかではそれを支援金として部活とかにすごく使ってたりとかするので、それがなくなってしまうとまた学校行事とかのほうに支障が出るので、そういうのを小学校とか中学校に還元しながら一緒に集めたりすることができるようにちょっと調整をしていただけたらとてもありがたいです。よろしくお願いします。
事務局	先ほどの話ですけども、一応その中で教育委員会の立場という形で、この PTA 活動費の減少、その集団回収をしなくなったことによって PTA 活動費がなくなっていくということも考えられますので、そこで教育委員会がどういう形で PTA に支援ができるか。教育委員会が PTA に対して支援ができるかいう形を三者におきまして協議していきたいなと考えております。
委員	ありがとうございました。ほかにご意見ございませんでしょうか。
事務局	web のほうから追加で１つ来てますので、ちょっと私代読いたします。 「15 ページの重点指標の 3、太陽光発電施設導入量について目標値を今年度にも超えそうですが、その引き上げは検討対象でしょうかというご質問です。資料の 1-2 のほうを見ていただいたほうが分かりやすいかもしれません。A３の横の分ですね。

	下から2行目に市内の太陽光発電設備の導入量が載ってます。令和4年度段階で今128メガワットになっているのが見ていただけると思いますが、目標値、令和12年130になってますので、もう超えちゃうんじゃないの。」 もっと高い目標を掲げてもいいんじゃないのかというご質問かと思います。
事務局	これについては、私もちょっと迷っているところはあります。今検討中ですけども。というのも、FITという制度、これの制度によってどんどん拡大急速にしたという経緯があって。この前からこのFIT制度に関しては一定の枠が入っていっているところもあるので、急速な伸びというのが鈍化してくるというのも想定はされているので、そのあたり一定、目標値の変更というのは検討する必要はあるんですが、そこはもう少し考えさせていただきたいかなというふうに思います。
会長	はい、ありがとうございます。ほかにご意見・ご質問ございませんでしょうか。
委員	9ページの2050年時点の排出量と森林等による吸収のところ、変更の差引ゼロというふうに書いてあるんですけど、この森林面積はかわらないという前提ですか。
事務局	すみません、今回の試算の中は森林面積に対しての試算は入れてません。
委員	それともう一つ、今農業で田んぼの場合もあぜの草刈りとその草の処分は今どうなっているんですか。この間三木市の会議があって聞いたら、三木市は全部ごみに出しているというふうに聞いたんです。それだと刈った分全部燃やさなあかんですね。そしてまた二酸化炭素が増えるということになって、その辺は加西はどういうふうなんですか。
事務局	私のところも田んぼがあるので、年４回ほどずっと草刈りばっかりやって、夏場なんか草刈りばっかりしてるイメージがあるんですけど、それを全部ごみに出すと大変なことになるので、刈ってその間置いておく人もいるし、人によれば定期的に燃やしたりというような形でやっています。ただ、北条の町中とかはなかなか燃やすことはできないので、そういった方は一定持っていかれたりとかすることはあると思いますが、加西の場合は今の状況が現実です。
会長	ほかにご意見ございませんでしょうか。
委員	すみません。今の話なんですけども、森林等の吸収量の問題なんですけども、これあまり当てにならないという気がするんですけどね。吸収量というのはそんなに大したことない。今までの多くの排出でとうにそれを通り越してしまっているような状態じゃないかなという風に思いますけどね、そこらのあたりどうなんでしょう

	か。
事務局	それも一つの要因として今回の話しの中に入れてないということになります。新たに入れようとしようとすると新たに木を植えたり、新たに管理をしないといけないとかっていうまた別の枠組みがあって、現段階では今おっしゃられるようにあまりそこを計画上は見込まずに現状のまま、そこを回復するということです。
会長	これ文章の中では森林等による吸収量との均衡によりというのを書いてるけど、この分は入れてないということなんですね。
事務局	そうです。お話させてもらったとおり、実質ゼロという表現の意味がこういう意味になっちゃうので、こういう表現をちょっと使わしてもらってます。
会長	別にこれなくてもいいんじゃないんですか。森林の吸収量という誤解を受けるんだとしたら、これはゼロだと見てるんであればなくてもいいような気がしますけども。時間があまりないんですけれども、何か、もうこれだけはというようなご意見がありましたらお願いいたします。 ＜質問なし＞ それでは、いろんな修正の問題点だとか、それから追加しなきゃならない問題だとか、それから削除しなきゃいけない問題とか、幾つか重要な点をご指摘いただきました。この辺については事務局のほうでもう１回精査していただいて、おおむねこの方向でいくということで承認したいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。 ＜「異議なし」の声あり＞ そしたらこの内容についてはおおむね承認されたということで、あと細かい点、細かい点というか、いろんなご指摘いただいた点については、事務局のほうで修正していただき、次回、続きしていただくようにしていただきたいと思います。
会長	それでは、続きまして２つ目の議事に移ります。太陽光発電施設の施設管理に関する条例について、事務局からご説明をお願いいたします。
事務局	＜「資料 2-1　条例の内容及び構成」についての説明＞
会長	ありがとうございます。前回に比べてかなり具体的なところにも記述が進んだように思いますが、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。
委員	フローというのか、資料 2-2 を見させてもらっているんですけど、その流れの中

	で、最初の事前協議ということで、事業者を要は審査するということなんでしょうか。事前協議の中に事業者、いい事業者なのかどうなのかという、入ってくる位置がありますけど、それが継続的にできる事業者なのかという審査するのはここなんでしょうか。
事務局	ここはまず事前協議ということなんです。まず、相談を受けて対応するんですけれども、審査という考え方というのではなくて、ほかでは我々届け出といってもらうんですけれども、施設基準を含めて一定の条件を満たしておればそうしていくという流れになります。ここがいい事業者か悪い事業者かという判断というのは、正直これ県のほうでもそんなことはやっておらずに、一つの基準に従って粛々とそれが守られているかという、そういう審査です。
委員	一応登録されているというのか、そういう認可がされているというそういう業者であればいいんですけど。突発的に入ってきて、多分大きいところやったら認可とかなんですけど、小さい小規模のところで入ってきた場合、それも一応届け出るわけやね、小さい事業所とか小さいやつでもいるわけやね。
事務局	企業に関わらず、一定の、我々の場合 10kW 以上ということで、そういう大きさがあれば必ず従っていただきます。
委員	多分大きい。そこそこ大きい業者というのか事業者なんでそこそこ認可されているところかも分かりませんけど、ちょっとした小規模のところやったら、入ろうとすれば割と入ってくる事業者とかあるんじゃないかなと思うんですよ。その辺がただ届け出だけでオーケーというんじゃなくて、やっぱりその事業者が本当に大丈夫なんかとかいうそういうのもやっぱり審査するのも必要じゃないかなとは思うんですけどね。 それが一つと、それとフローの中で供用開始となっとんですけど、工事着手から使用開始の間に要は完成検査いうんじゃない、要は大体形ができてきて中間検査とか、やっぱり完成、要は例えば山とかそういうような場合なんか、途中検査しとかんとやっぱりしっかりしたものをやっているのかどうか分かりませんので、やっぱりそういう地盤がいいところでやっているのかとか、そういうのもやっぱり検査しとく、途中中間検査とかそんなんもしておく。なんか見た感じ、届け出て、最後の終わりましたよと言うだけの処理的なやつに見えて、こっちのほんまの第三者が見たら検査というのかそういうのをしていかんとなんかやっぱり災害とかいうのがあり得るかと思うんで、検査というのかそういうのをちょっとつけ加えたったほうがいいかなと。厳しくなるんですけど、やっぱり後で全然見てなかって、例えば倒れたとか、そういう流れになっていくとか、いろいろ災害の影響になると思うんで、検査部門というのかそういうのをやっぱりしてはどうでしょうかなと思うんですけ

	どね。促進していく中で厳しくしよったらなかなかできないことあるかも分かりませんけど、やっぱりそういう後々の災害とかそういうことを考えればそういうのを入れていったらどうかと思います。とりあえずです。
会長	事務局は何か説明はないですか。そのことに対して。
事務局	すみません土地計画課です。これは正直に申しまして許可の案件じゃないので、検査というたぐいのものもないですし、例えば建築物の開発の許可ですと事業者の資力、要は工事を完遂させる金銭的な能力があるかというのを審査はあるんですが、あくまでもそれは許可で起こり得ることで、これはやはり太陽光の発電に関して、すみません私ちょっと本職じゃないので全国の全ての事情を知っている訳じゃないんですが、許可をしているとなると極めて多分少ないと思ってます。これは要は法律で、例えば建築物の話ですと法律で都市計画法とか建築基準法という法律で技術の基準ですね、どうやって基礎をつくらないといけないとか、造成しなきゃいけないとか決まってるんで、建物の開発に関しては許可、厳しくできるから当然検査がいるんですけど、太陽光の場合は、原則土地の設置に関しては、全く無条件な状態で今国のほうがしてもよろしいとか、制限しませんというような方針に決まってるものですから、地方自治体が許可を出すということは極めてちょっと法令的な根拠に乏しいということがあって、できる限り調整という形で、今現在加西市も私どものほうで開発調整条例というのがあって、事前調整という制度は持っているんですけども、そこの中でもある程度の指導はできても、だからといってやりさせませんということまで踏込みのはかなり難しい状況で、例えば世の中でもこういったことに関して民事訴訟、太陽光業者が業者を指名するということも発生したりしておるような状況がありますので、なかなかちょっと難しいところがあるのかなというのが、多分今の担当課の考えじゃないかなと思います。
会長	要は、どんどん申請すればどんどんやってくださいよというような、そういうようなイメージですか。
事務局	私の立場からいうと、そういうイメージでは全くなくて、この中で例えばこの 2-2 のフローの中でも事前協議というのがあると思うんですが、こちらのほうでは、今委員がおっしゃってた業者の良し悪しの審査というのはなかなかできないんですけども、その内容ですね、どういった工事をするのかというのが協議されるわけなんで、それがよろしくなければここをこうしてくださいというような指導はさしていただくことになります。
委員	指導はできるということやね。

事務局	あと、その下のほうのフローのところに近隣関係者への説明という項目がありまして、今でも私のほうでやっている開発調整条例ではもっと基準、最低規模が大きいんですけども、今回10kWなんでかなり小さいやつで、私どもの調整条例は土地で1000㎡なんで大体100キロワットぐらいのものですが、そこから上の場合は自治会との協議をしてくださいという決め事があります。これについても、近隣関係者に説明しなきゃいけませんし、必要に応じてと書いてますが、自治会との協議という項目はつけてますので、知らないうちに皆さんの周りで設置されるということはないというような手続フローにはなっているはずです。
委員	自治会ということやね。要は、自治会と業者に話をしなさいということで、例えば市とかそういうのはあまり入らない。入って、そういうのが入るわけやね。
事務局	それに関しては、先ほどと同じで地元とその業者の間の話というのは、我々がちょっと立ち入る話でもないですし、その事前協議の中でその設置の工事の方法とか、そういった先ほどの促進区域は抑制区域という話もありましたけども、先ほどの説明の中で、住宅からある程度距離を離すというような基準をとるという話もありましたが、そういった基準をクリアしているならば、事前協議というものは同意といいますか、了解が得られるんですけども、それ以外のところで、例えば地域の方もいろいろな要望とかがあると思います。そのご要望については、事業者に直接やはり話していただきたいという趣旨もあって、こういう手続フローになっているということでご理解いただけたら。
委員	先ほどちょっと新設の住居の一定間隔の距離をとるという話で、要は距離を取るというのなんですけど、ただ家を、距離をとって建設しても、また家を増設したいとかいう場合があって、どんどん近くに寄ってくる場合があるでしょう。そういう場合はどうなんか。後から来たから関係ないよという感じか。例えば、そういう住宅が建てるような土地にはもう建てない。しないとかね。なんかこう分けとかんと、家は建てます。こっち建てます。先々家が寄って来るとなってきたときに、そういう近くやのにというのは話がまた出てくると思うんでね。その辺私ちょっと分けて、ここには建物を建ててはいけないところにするんやったらいいけど、建ててもいいところに、近くにそういう一定期間というふうになってくると、だんだん、今はいいとしても将来的にまた同じようなことになってきて苦情が出たとかいうようになるんで、その辺一定距離というのはどれだけの距離かちょっと分かりませんけど、もう全然家を建てれるところへも完全に離れているところという意味でやったらまあ分かるんですけど。それでいいんかな。
事務局	それにつきましては、他のいろんな世界でもそうだと思うんですが、多分その既得権というのがやはりありますので、先につけたものからやっぱり何メートルとい

	う、もともとある家から何メートル離す、これはつけたわけだから、その後で家がその間に建ったとしても、やはりそれについてはやっぱり太陽光パネルのほうの既得権というのは、その条例に基づいた規定をクリアしてやっているので、それについて苦情があったとしても、それはやはりその住宅の方と事業者の間の話でしかなくて、我々のルールの中では正当に設置されていますので、例えばですけども、よくあるのはその適応条例の但し書きとかいうことで何か規定を入れるとか、この条例の手続を行うと当然いつ手続をしたかというのが分かります。それより後に家が建ったということなら、もうその日付を見ればどちらが後か先かというのが分かりますので、そういった場合は何メートルというのはもう適応除外するという形になって、ちょっと住宅また苦情を言われるかもしれないけど、それはやはり後からつけた後者ということでちょっとそういったルールにしなきゃいけないかなと思います。
会長	ありがとうございます。ほかに何かご意見ございませんでしょうか。要は届け出ということなので、許可とは違うというようなことです。だからあまりものすごい強力な規定は効かないという。届け出てそれを市は指導するという、そういう手続になるという。それ以上のことをやろうと思ったら法律と矛盾してくるというような、そういうことになるということです。 何かご意見ありましたら。どうぞ。
委員	ちょっとよく分からないんですけども、山に設置した場合、これまで子どもらの事故が起きたということは聞いたことないんですけども、そういった安全上の問題、うちから離れたところにそういうものを設置される。そういった子どもらが何人か寄って中へ入るということとか、いろんなそういう問題も起こりかねないわけですね。今までそういったことは聞いたことはないんですけども、そういうことに対してそれが安全なのかどうかということですね。もし危なければ、やはりそういう教育とか、看板を立てるとかいうことも必要になってくるんじゃないかなと。そういった面でちょっとお伺いしたいんですが。
事務局	安全性の問題ということで、一定規模の施設には今でもフェンスをしないといけないとか、あと当然看板で持ち主が誰やとかというようなそういうようなこともありますので、どの程度そこを、小さいところまでやるかというのは、そこも含めてここは我々検討したいかというふうに思っています。
委員	施設基準を設けることを協定はするんですが、協定の中で一定取り決めをするのか。
事務局	例えば、施設基準の中で看板を設けなさいとか、例えばそういうのを入れるべきか

	どうか、それか今言われた協定と、こういったところでどうするかというところも、どうあるべきかというのはちょっと今我々の中でもどうあるべきかを考えてるところです。
会長	条例で定めるべき事項とその内容ということで、抑制区域というのがありますね。抑制区域の中で、例えば地滑り防止法の範囲内というのは、これ別に条例で定めるべき事項に無関係にもう地滑り防止法で太陽光自体ができないという、そういうようなことですか。
事務局	法律内でできなくはなってなくて、法律内では一応届け出とか許可を得れば建てれることにはなってます。
会長	地滑り防止法でもそんな施設ができるんですか。
事務局	できます。許可さえ得れれば。ただ県なりが許可を出してくれるかどうかはちょっと分からないんですけど。
会長	それはほかの部局が出すということですか。
事務局	そうです。
会長	ここでは直接関係ないわけですね。
事務局	はい、そうです。
会長	例えばコウノトリのなんかの場合でも文化財保護法という法律があって、それで規制されていると。だから別にこちらの条例をつくる、つくらない関係なく、もう別の法律で規制されてしまうんじゃないかなという、そんな感じがしたんです。
事務局	ただ、どの項目もほとんどが許可なり届け出を出せばオーケーとなる可能性がある項目になっていますので、それとは別に今回条例で一応別の枠をかけようというふうに考えています。
事務局	ちょっと補足させてもらってよろしいですか。土砂災害系の法律では今説明したとおりで、規制はほぼない状態です。それはなぜかというと、太陽光パネルは建築物でも工作物でもないからです。何の定義もないからです。ですのでかからない。ただ農地に関しては、農地転用は農地の転用行為ということですので、それは太陽光の発電設置に関しては転用行為になるから規制になるということになってます。

会長	例えば、河川法なんかはどうなんですか。
事務局	河川法の場合は、川の中に基本的には太陽光発電施設はつくってはいけません。
会長	そうですね。ということは、別にこの中で書かなくてもできないところじゃないのかなという。
事務局	ただ、届けを出して許可されれば、多分つくれなくはないんじゃないかなと思うんです。ただ誰もつくらないと思います。河川管理者さんに許可さえ出していただければですね。
事務局	現実的には河川堤防も構築物、時間がかからないとできない、現実的には、できないとは思います。
会長	なぜ聞いたのかというと、今回の届け出ということで、届け出よりももっと強い規制がかかっているところがあるんだから、そこは別に書かなくてもいいのかなと思ったんですけれども。その辺もちょっと整理してもらいたい。
事務局	逆に言うと、実際もう決まっている、だめだという区域は我々の中でも当然入れておくべきだという、逆にそういう発想で入れているということをご理解いただきたいです。
会長	それは抑制区域の中にはもう絶対できないような地域もあるし、加西市独自で例えば加西市のＡランクに指定している地域なんていうのは、そういうのこそ加西市で意味があるわけですね。
事務局	そうです。だから意外とその下側って景観とか整備、こっちのほうで独自に入っているという理解です。
会長	分かりました。ほかに何がご意見、ご質問ありましたら。
委員	はい、すいません、あのちょっと質問させていただきたいんですけれども、一つは先ほど既存の施設に関してリーガルに当たるのはこれからということだったと思うんですけれども、その点に関して先ほどの資料でいうと、2050 年までに 194 メガを目指して、現在 134 で残り 60 メガを目指すという。この 60 に対する基本的な条例という意味合いでよろしいでしょうかというのが一つ目の質問なんですけども。

事務局	結果的にはそうなるかなというふうな感じはするんですが、60 メガに対してというか、我々そういう目標に向かって動いていく上で、乱開発にならないようにというそういう配慮を一定の調整機能、それを今回条例でつけようということを目的としています。
委員	ありがとうございます。言いかえれば要はそういう意味でいくと目標に対していうと、これからいわゆるきっちり網がかかるのは 30%で既存が 70%を占めるということになるので、リーガルでこれからどれぐらい適用できるかっていうのを検討されるということだと思うんですけども、その既存のほうの割合が圧倒的に多いということになるので、既存に対しても適切に条例が適用できるような検討をいただきたいというのが 1 点目の主旨です。 2 点目は、範囲の分は分かったんですけど、この施設基準の区分と要素は見なれているんですけども、基準そのものについてはこれからまた検討という理解でよろしいでしょうか。
事務局	区分と要素につきましては、ある程度案のほうは出しているところなんですけども、今後検討して次の審議会の際に皆さんにご確認いただこうと思ってます。
委員	分かりました。ありがとうございます。先ほど最初の委員の方からのご質問があった点で、今回の条例でいうと災害時の対応に関する記述が抜けているのかなと思ったんで、災害、大きな地震とか大きな風水害があったときの事業者の安全確認の義務だとか、行政への連絡体制の構築みたいなものはどこかに盛り込まれているんでしょうかというが 3 つ目と、併せて廃止に関する記述は一応書かれているんですけれども、やっぱりきちんと廃止をして撤去まできちんとやってもらう。できれば原状回復までということで、ちょっと原状回復はリーガル的に難しいというのはちょっと聞きましたけれども、条例の他の自治体とかだと、なんか FIT なんかが入っているようなところだと一定程度の積立金を積立てて、要は廃止に向けての基金みたいなものをちゃんと事業者に準備させておくというようなことがあったと思うんですが、その廃止の点についてもう少し踏み込んだ書き方も必要なのではないかなと思いました。ちょっと災害時と廃止時の条例についてもうちょっと決めたほうがいいかなと思いましたという内容です。
事務局	災害に関しては、今言ったご指摘なんかも含めてちょっと検討したいと思います。廃棄のときの積立てですね。これについては、今国のほうでもそういった積立制度というのが法令化もされてます。そういったことも踏まえながら、二重になるとかいろんなこともあるのでまずは国の規定ですね、それを優先しながら我々も考えていきたいなと思います。

会長	ありがとうございます。それでは次のかたどうぞ。
委員	3 点ですね。1 点目が 3 ページの促進区域のところで、条例の中でつくるのか、先ほどおっしゃったように重点地域活性化事業みたいな中で定めるのかと別ですけれども、単純に促進区域は推定するというよりは、脱炭素で持続可能な地域というものに資する再エネを進めていくということを言っておくことが大事なんですね。では、どういう再エネだったら加西市のためになるのかというところですよね。現状促進区域、建物の屋根というのはとりあえず今の段階では決まるとしても、将来促進区域を広げていくというときになったときに、じゃソーラーシェアリングみたいなものだとか、地域の農家に意味があるものだとか、地域に対して何らかの金銭的なものも含めての貢献というものがある、そういうものを促進区域はやるんだというというようなことを言えることは可能なのかなという点です。ニセコ町なんかだと地域振興型再エネだったら支援しますよというのが入ってるわけなんで、加西市さんでその政策に支援をするかは別にしても、うちの町にとってはそういうものは望ましい。だから、促進区域の中でそういうのを進めたいということが入れられればベターかなと思っています。 6 ページ目ですね。住環境の、施設基準で 10m とか言ってましたけど、多分今後のもし空き地が増えてきたっていうときに、そこに太陽光が未知数で増えていくということは今後防げると思うんですが、こういう形で住宅を一定離すというのは、ほかの自治体での条例の事例というのはあるのか教えていただきたいです。 7 ページ目の近隣関係者への説明ですね。これは報告のフォーマットはまだ決まってないと思うんですけども、やっぱり住民の方がどういう懸念を持っていて、それに対して事業者はどう答えたのかというところは報告の中で是非させたほうがいいと思っています。それによってどういう事業者はどういう対応をしているのかだとか、皆さんの懸念はどういうものがあるのかというデータが集まってくるはずなので、できれば紙で報告書を出しましたということよりは、何らかインターネット上のクラウドのフォームなんかを使って、自動的に蓄積されていって担当者がすぐにこういう懸念にはどう対応したのか分かるような形になれていいかなと思っています。 以上３点です。
事務局	まず、1 点目の促進地域の考え方っていうところです。今、委員がおっしゃられたように、脱炭素を進めていくというのが片や大きな目的になりますので、そういった視点というのは大事かなと思ってます。今回はまず今この限られた時間の中で屋根というところは、一定理解は得られるだろうというところでここ入れさせてもらってます。ニセコ町の例も出たんですけれども、そういったところは補助制度とリンクしながらそういう仕組み入れたりとかしているケースもあるので、そういった今言われたような目標というのは、1 つ頭に入れながらこの検討していく必要があるか

	なとは思います。 それから、一定距離を離すという具体的な数字なんですけども、これについては他県でこれは例えば5メートルとか10メートルとかそういうような例もあるんですが、そういったところ、我々まだこれをどういうふうに今後入れていくかというところはちょっと検討段階にあります。そういう状況です。 それから7ページですね、事業者の説明に対する報告用紙ですね。ここに具体的にどう対応したらいいのかということを具体的に書く欄があればいいかなというご提案ですけれども、委員おっしゃるとおりそういったところで先ほど最初にどういった事業者が適正かどうかとか、そういうのはそういったもののデータがあることによってその後の対応、我々も考える必要があるとかそういう参考になるという点では大変貴重かなと思いますので、参考にさせていただきたいと思います。
会長	どうもありがとうございました。
委員	失礼します。先ほどの60メガのこれは委員さんと私ちょっと同じ考えで、ちょっとお聞かせ願いたかったのと、それから12ページなんですけども、ごみ分別リサイクルの推進、先ほどやっぱり被災地なんかのごみを見てましたら、どういうふうに加西市はなさるのかちょっとお伺いしたかったのと、それから、10年、20年前のごみ減量とリサイクルの推進、今現在では違ってますよね。それをどういうふうに条例の中にうつし出してくださるのか期待しております。 会長　何かお答えすることはありますか。ちょっと前の議題に戻っているようなところがあるようですが。
委員	先ほどもおっしゃってましたけれども、本当に市としてこういうふうな大きいことを、生活している市民に対して条例として出されるわけですよね。その中身をもうちょっとご丁寧なご説明があるのが必要かなと思っております。ただ、そういうものです。
事務局	努力させていただきます。
会長	市としては今年度中ということで、12月までと言ったのはやっぱりもう少し慎重にということで、1か月延ばしていただいたというのが1つの誠意だと思うんですけれども。またご質問あると思うんですけれども、今までのところでもう大分ご意見とかご質問とか、それから追加の内容とかいうようなことが大分いただきました。ほかにこれだけは追加とか問題点があるというところありましたらお願いいたします。それではよろしいでしょうか。 今日はたくさんのまたご意見をいただきました。いただきましたけれども、条例に

	ついての基本的な考え方とか方向というのは、これで進めてもいいというようなことだと思います。あといろんなご意見につきましては、もう一遍整理していただいて、追加なり修正するということでいかせていただきたいと思います。それでは、大きな方向として今日は２つ決まったということで、この審議はこれで終了したいと思いますので、進行を事務局にお返しいたします。 閉会
事務局	本日はお忙しい中ご審議いただきましてありがとうございます。今日大きく 2 つの案件について様々な意見を頂戴しました。これを生かしながら、また追加でもしこういった意見がありますということがあれば、いつでもまた事務局のほうへお知らせください。これを踏まえながら、まずは今年度一定の成果を出したいなと思います。ただ、これで終わりじゃなくて、来年、再来年という形で進めていく必要があるかなというふうに今日議論を聞いて思っております。 本日の議事録の作成の件です。議事録案を出席委員に後日送付させていただきます。各委員におかれましては、発言内容をご確認いただいた上で議事録署名人に署名をいただき完成させるということとさせていただきます。 次回の第 3 回合同会議なんですけれども、先ほど説明させてもらったとおり令和 6 年 1 月 18 日の木曜日を予定しております。時間と場所なんですが、今回と同じ 14 時ここの場所、加西市１F 多目的ホールですね。こちらで開催する予定です。 それでは、これにて合同会議を終了させていただきます。皆さん長時間にわたってご協力いただきましてありがとうございました。